

台風時のごみ収集について

- 午前8時現在に暴風警報が発令中の場合
午前中のごみ収集は行いません。
- 午前10時までに暴風警報が解除されない場合
その日のごみ収集は行いません。次回の収集日に出してください。
- 午前10時までに暴風警報が解除された場合
正午から収集を行います。

※防災無線を通して放送します。



ボランティア清掃への支援について

- 自治会、各種団体等が行うボランティア清掃活動を奨励します。
環境保全のために公共的な場所（道路・歩道・街路樹の周辺・海岸）を清掃するボランティアに限ります。
- ごみ袋（透明袋）の配布について
ボランティアで清掃して下さる方に、ごみ袋（透明袋）を配布します。
事前に環境課へ申請を行ってください。
- 集めたごみの収集について
市の方で収集を行います。収集日等については、事前に調整を行ってください。



資源ごみの持ち去り禁止について

平成21年7月1日から

缶、びん、紙類、ペットボトル の持ち去り行為

禁止

資源
ごみ

◆資源ごみの売却代金は市の貴重な財源として有効に活用されます。◆

沖縄市では、平成21年7月1日から市民のみなさんが「決められた方法」で「決められた日」に「決められた場所」に出された資源ごみ（缶、びん、紙類、ペットボトル）を持ち去り行為は、条例で禁止となります。



不法投棄について

ごみの不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てた場合、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金が科される場合があります。 **警告!**

みだりにごみを捨てることは、廃棄物の不法投棄にあたる犯罪です。土地や建物の所有者（管理者）は、日頃から不法投棄されないよう適正な維持管理に努めていただくとともに、不法投棄をしない、させない環境づくりに地域をあげて協力をお願いします。

投棄者が不明の場合は、土地所有者（管理者）にて片付けていただくことになります。

